

八重児第 99 号

令和 2 年 4 月 23 日

保護者 様

八重瀬町長 新垣 安弘

(公 印 省 略)

保育所等における新型コロナウイルス緊急事態宣言の対応について (依頼)

平素より、本町の保育行政へのご理解・ご協力を賜り感謝申し上げます。

国及び県の緊急事態宣言を受けて、八重瀬町は次の通り対応します。

引き続き、町内の保育所等及び学童に対して、臨時休園は行わずに、保育の提供を縮小しつつ、開所のお願いをしております。このお願いは、厚生労働省通知に基づくものです。

保護者様へは、これまでも家庭保育の協力依頼や登園自粛の協力願いをしておりましたが、再度の協力依頼をし、**令和 2 年 5 月 6 日まで児童の登園を控える**ようお願い申し上げます。

一方、医療従事者等や社会機能維持のために就業を継続しなければいけない保護者、ひとり親家庭などに限定して、感染予防に留意しつつ、引き続き保育の受入れを行います。

上記依頼は、新型コロナウイルス感染防止及び施設運営維持の観点から行われるものであります。改めて保護者様のご理解・ご協力をお願いします。

○引き続き保育を行う場合は、別添「保育申出書」の事前提出を各施設にお願いします。

事前に利用日を把握することで、保育スタッフの確保に努めます。

・ **実施期間** 令和 2 年 4 月 24 日 (金) ～令和 2 年 5 月 6 日 (水)

※緊急事態宣言の期間が延長となった場合は、自粛期間の延長もあります。

・ **保育対象者**

医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方、ひとり親家庭など真にやむを得ない場合に限り受け入れを行います。

・ **保育料**

国からの通知に基づき、家庭保育にご協力いただいた期間の保育料を日割り等による減免措置の上、還付等を行う予定です。詳細については決定次第、別途お知らせいたします。

八重瀬町役場

児童家庭課 子育て支援係

TEL : 098-998-7163